

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

企画総務部総務課契約検査室

本市では、これまで本市発注工事において建設業者の社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進に努めてまいりました。

社会保険への加入を一層推進していくためには、社会保険加入の原資となる法定福利費の確保が重要であることから、本市の工事請負契約約款を改正し、法定福利費を明示した「請負代金法定福利費内訳書」の提出を求めることとしましたので、お知らせします。

1 対象工事

入札公告又は指名通知を行う工事

2 実施内容

(1) 請負代金法定福利費内訳書の提出

- ・受注者は、契約締結後14日以内（市の休日を除く。）に、請負代金法定福利費内訳書（別紙1）を工事発注課に提出します。なお、変更契約の際は、提出不要です。

(2) 工事発注課による法定福利費の確認

- ・工事発注課は、法定福利費の内訳額と、工事発注課が算出した法定福利費の概算額との比較により、法定福利費が適切に請負契約に計上されていることを確認します。
- ・法定福利費額の内訳額が概算額を著しく下回る場合、受注者に対し算出根拠等の確認を指示します。

3 適用時期

令和7年4月1日以降に発注する工事から適用します。

4 その他

これまで契約締結後に期限を定めて提出していた工事関係書類（工事施工計画承認申請書、工程表、現場代理人及び主任技術者等選任通知書、工事实績データの登録、施工体制台帳等）につきましても、請負代金法定福利費内訳書と同様に、契約締結後14日以内（市の休日を除く。）に提出するものとします。